

議案第17号

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表障害程度区分認定審査会の委員の項中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に、同表小・中学校嘱託医の部一般医の項中「84,000円」を「168,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。